

広報

# かまいし

お知らせ版

## さあ、始めよう！私の健康チャレンジ生活！ ～新・かまいし健康チャレンジポイントスタート！～

「かまいし健康チャレンジポイント」は、検診（健診）を受けたり、健康イベントなどに参加すると、いきいき健康チャレンジカードにポイントがたまり、満点（60ポイント）に到達すると特典（商品券1,000円分）と交換できる取り組みです。

市は、新型コロナウイルス感染症予防にも対応した市民の健康づくり活動を応援するため、何回でもチャレンジできるようにする他、「新しい生活様式」の実践や、自宅でもできる活動もポイント対象となるよう「新・かまいし健康チャレンジポイント」として内容を拡充しました。

○詳細は、市のホームページと広報かまいし8月15日号でもお知らせします



### ここが新しくなりました

- ①チャレンジ回数の上限がなくなりました
- ②ポイント対象活動が増えました⇒新しい生活様式の実践（体温測定、手洗い、マスクの着用、3密の回避）、自宅での健康づくり（体操、血圧・体重測定）など
- ③各種検診（健診）ポイントが2倍になりました⇒2ポイントから4ポイントに
- ④申し込み方法を追加しました⇒メールやFAXでも可

### 対象

18歳以上（高校生を除く）で、市内に住所または居所を有する人

### チャレンジ方法

- ①参加登録をし、チャレンジカードを受け取る
- 【登録方法】参加申込書を、市健康推進課に持参または郵送、FAX、メールで送ってください
- ※持参の場合は、各地区生活応援センターでも可
- 参加申込書は、市健康推進課、各地区生活応援センターの他、市のホームページからもダウンロードできます

### ②ポイントをとめる

健康づくりイベントへの参加や「新しい生活様式」の実践などによりポイントがたまります

### ③特典と交換する

60ポイントたまったら、市健康推進課または各地区生活応援センターで特典と交換します

※満点になったカードは1カ月以内に交換しましょう

### ④①に戻り再登録する

期間中は、何回でもチャレンジできます。お得に健康生活を習慣化しましょう

### 実施期間

8月1日(土)から令和3年3月31日(水)まで

※現在使用中のカードは、継続して使用できます

申し込み・問い合わせ  
市健康推進課  
〒026-0025 大渡町3-15-26  
☎22-0179 FAX 22-6375  
✉ kenkou@city.kamaishi.iwate.jp

## 胆大心小

ただんたいしんしょう…強い勇気、大きな志と共に、細やかな思いやりの心で真の復興へ

釜石市長 野田武則

釜石市は従来から、がん・心疾患・脳血管疾患といった三大疾病の死亡率が県内でも高く、平均寿命が短い、また、一人当たりの医療費が高いという課題があります。

そこで、市民の皆さんの健康を保持、増進することを目指し、平成28年度から「かまいし健康チャレンジポイント事業」を行ってきました。

昨年度は、2510人が参加し、725人が満点を達成し、特典を獲得しています。

今年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、感染症予防の制約を受けながら地域での活動や日常生活を送る必要があります。そこで、毎日の検温やこまめな手洗いなど、「新しい生活様式」の実践に必ず取り組んでいただき、自宅での運動や体重管理といった健康づくりの新しい取り組みでポイントがたまる項目も追加しました。また、継続して取り組んでいただけるよう何回でも繰り返しチャレンジできることにしました。

新型コロナウイルスに不安を感じている人もいらっしゃると思いますが、今だからこそ、自身の健康と向き合う機会として、また、生涯にわたり元気な自分を目指して、「新・かまいし健康チャレンジポイント」に積極的に挑戦していただきたいと思えます。

ポイントをとためて特典をゲットしよう



## ひとり親世帯への臨時特別給付金を支給します

低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。



### 給付額および給付対象

**基本給付** 1世帯あたり5万円、第2子以降1人につき3万円

#### 対象

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された人
- (2) 公的年金等※を受給していることで、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の人  
 ※公的年金等：遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など  
 ※公的年金等を受給していることで児童扶養手当を受給できないため、児童扶養手当の認定を受けていない人も対象となります  
 ※令和2年5月末時点でひとり親、かつ平成30年分の収入または所得が定められた基準額未満である人が対象です
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少するなど、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている、ひとり親の人  
 ※扶養義務者の収入が減少した場合も対象となります

**追加給付** 1世帯あたり5万円

#### 対象

- (4) 基本給付対象(1)または(2)に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人

※収入の減少割合の大きさは世帯により異なるため、ご自身で収入が減ったと思う人はお問い合わせください

※生活保護受給者は、収入が減少した場合、保護費が増加するため対象になりません

**申請期間** 8月3日(月)～令和3年2月26日(金)

**申請方法** (1)に該当する人の基本給付分は申請不要。該当者には、はがきで通知済みです。8月中に児童扶養手当の受給口座に振り込みます  
 対象(2)～(4)に該当する人は申請書類の提出が必要です。詳しくは市子ども課へお問い合わせください

問い合わせ 市子ども課 ☎22-5121

## 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック

市は、「新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック（第1版）」を作成し、配布しています。

国、県、市などは、新型コロナウイルス感染症に関する支援として、さまざまな対策を進めています。このガイドブックは、その支援策をまとめたものです。

### ガイドブックの設置場所

市市民課、各地区生活応援センター、市保健福祉センター、  
 新型コロナウイルス支援制度活用サポートセンター（釜石商工会議所2階）、  
 釜石・大槌地域産業育成センター、沿岸広域振興局、ハローワーク釜石  
 ※市ホームページからもダウンロードできます

問い合わせ 新型コロナウイルス感染症対策本部（市健康推進課） ☎22-0179

## 市民の皆さんへ

東京都をはじめとして全国各地で新型コロナウイルス感染症拡大の兆しが見えております。8月に入りますと、帰省される方など、さらに多くの方の移動が見込まれますので、十分に留意する必要があります。市民の皆さんには、県外へ移動する場合には、感染予防に十分留意し慎重な対応をお願いします。

また、来県された皆さんには、外出時にはマスクを着用するなど、感染予防に協力していただくようお願いいたします。

釜石市新型コロナウイルス感染症対策本部  
 本部長 釜石市長 野田武則

## かまいしエール券（プレミアム付き食事券・商品券）

新型コロナウイルス感染症予防により甚大な影響を受けている市内飲食店、小売業者、タクシー事業者などの経営の支援を行い、地域経済の活性化を図るために、8月6日から市内の各取扱店舗で利用可能なプレミアム付き食事券・商品券を発売します。  
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「新しい生活様式」に基づく感染症予防を徹底の上、ご利用ください



事業内容	市内取扱店舗で利用できる10,000円分の食事券・商品券を5,000円で販売します ※500円券20枚（食事券×12枚、商品券×8枚）を1冊とし、購入は1世帯につき1冊までとします ※取扱店舗は、かまいしエール券購入時に同封する取扱店リストをご覧ください	
販売対象者	8月1日時点で市内に住民登録をしている世帯の世帯主	
販売期間	8月6日(木)～10月20日(火)	
利用期間	8月6日(木)～10月31日(土)	
購入方法	対象となる世帯主宛に引き換えはがきを送ります。はがきと身分証明書を各販売場所に持参し、購入してください。代理人が購入する場合は、代理人の身分証明書を併せて持参してください。 ※引き換えはがきは8月5日(水)発送予定です	
販売場所・時間	市商工観光課、各地区生活応援センター（釜石地区を除く） 釜石観光総合案内所	月～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時15分 9時～18時（無休）

### “特殊詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください!!

- ・「かまいしエール券」を販売する前に、市が世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません
- ・市が手数料などの振り込みやATM（現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません

問い合わせ 市商工観光課 ☎27-8421 （一社）釜石観光物産協会 ☎27-8172

## 釜石まつりを中止します

釜石まつりは、尾崎神社祭りと釜石製鉄所山神社祭りの合同祭として10月16日(金)から18日(日)までの3日間開催する予定でしたが、本年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため次の行事を中止します。

### 中止する行事

- ・曳き船まつり
- ・神輿合同市内渡御

問い合わせ 市商工観光課 ☎27-8421